モザンビークの PPP 制度と水セクターPPP の現状

1. モザンビークの PPP 制度

1992 年の内戦終了後、モザンビークでは国営企業の民営化及び PPP (Public-Private Partnerships) 方式でのインフラ整備が進められたが、これら初期段階においては、PPP の法的枠組みは制定されておらず、各事業ごとの法令(Degree)によって規定されていた。モザンビーク国で最初の PPP は、南アフリカの Witbank と首都マプトを結ぶ高速道路(N4 Toll Road)であり、1996 年に制定された法令 31/96(法令 38/97 にて改定)によって、PPP の枠組みが定められていた。民間投資によるインフラニーズが高まる中、2011 年には、モザンビーク国内のPPP 枠組みを定める PPP 法(Law on PPP, 15/2011¹)が制定された。PPP 法では、各セクターの政府機関が PPP の実施及び規制をすることが定められている。財務省内の部署が各セクター間の調整と PPP の経済財務の評価を行うことが定められているが、現在のところ、財務省内の部署が積極的に PPP の調整や財務面での評価を行うことはなく、各セクターの担当省庁及び実施機関が PPP 案件の窓口となっている。

PPP の選定方式は、一般的には、一般入札で行われると規定されている。一般入札では、(1) 事前資格審査 (Pre-qualification) 方式による入札と、(2) 2 段階入札方式による入札によって行われると規定されているが、特別なケースと最後の手段として、(3) 随意契約による契約も規定されている。また、民間企業が案件形成した PPP 案件について、提案者は、PPP 応札の財務及び技術評価において 15%の得点が加点されるが、案件形成に費やした費用への補償はしないとしている。PPP 法では、(a) コンセッション契約、(b) 探査譲渡契約、(c) 運営契約等の様々な方式が規定されている。コンセッション契約については、(1) BOT (Build, Operate and Transfer), (2) DBOT (Design, Build, Operate & Transfer), (3) BOOT (Build, Own, Operate, and Transfer), (4) DBOOT (Design, Build, Own, Operate and Transfer), (5) ROT (Rehabilitate, Operate and Transfer), (6) ROO (Rehabilitate, Operate, Own and Transfer)等が提示されている。PPP の契約期間は、各事業によって決定されるが、以下の通り最長期間を規定している。

(1) 30 年間: 新規インフラ事業 (Greenfield infrastructure)、さらに 10 年間の延長が可能

(2) 20 年間:既存探査、リハビリ及び拡張事業

(3) 10 年間: インフラ運営契約

上記の契約期間については、政府の要請によって追加投資が実施される場合等において、契約期間の延長が可能となっている。PPP事業の終了時には、新たに PPP の一般入札が行われる

 $^{^{1}}$ PPP 法は、 PPP に加えて、大規模プロジェクト(120 億メティカル以上 = 約 500 百万ドル以上)、鉱業探査の企業コンセッションにも適用される。

が、前契約者は入札評価において 5%の優遇加点が与えられる。契約終了の規定は、各事業の契約において規定されるとしているが、PPP 法では、以下の一般的条件において契約が解除されると規定している: (a) 契約の深刻な不履行、(b) 契約の履行放棄、(c) 事前承認なしでの第三者への契約の譲渡、(d) 税金もしくは契約で規定されていた金額の不支払い、(e) 契約で合意されたサービス提供の不履行。PPP 契約に係るリスクについては、リスク共有(Risk sharing)の原則が定められている。政府が負担するリスクとしては、(a) 政治および法的分野、(b) 政府内の制度的な利害の対立、(c) 土地収用と公共計画が挙げられており、民間パートナーが負担するリスクとしては、(a) 利害対立のリスク、(b) 経済財務的リスク(為替リスク含む)、(c) 設計、技術、建設瑕疵のリスク、(d) 商業的リスク、(e) 需要不足のリスク(契約で規定されていない場合)、(f) 事業資産の残余価値の減耗リスク、(g) 環境影響リスク等が挙げられている。

2. モザンビークの PPP 実績

世界銀行のデータによると、1990年~2014年の間でモザンビークで実施されたPPPインフラ事業は18件であり、総額3,483百万ドルの投資が行われた。セクター別では、天然ガス(12億ドル)、通信(10.5億ドル)、道路(4.3億ドル)の順となっている(図1を参照)。案件数では、港湾セクター(6件)が最も多く、次いで電力(3件)、鉄道(3件)、通信(3件)となっている。上記PPP事業のうち、2件(セナ鉄道および電力案件)が契約解除となっている。PPPインフラ事

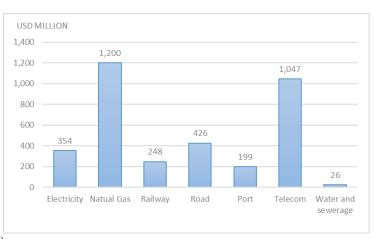


図1:セクター別の PPP 投資額 (単位:百万ドル)

業への投資額上位10社のうち、6社が南アフリカ系の企業となっている(表1を参照)。

74-1-1				
No.	企業名	所在国	セクター	投資額(百万ドル)
1	Sasol	南アフリカ	天然ガス	600
2	Bouygues	フランス	道路	426
3	Stocks & Stocks	南アフリカ	道路	426
4	Vodacom	南アフリカ	通信	385
5	Viettel Telecom	ベトナム	通信	346
6	SPI Holding	モザンビーク	通信	143
7	Gigajoule Pty Ltd	南アフリカ	電力	105
8	DP World	UAE	港湾	90
9	Old Mutual	南アフリカ	電力	80
10	Spoornet	南アフリカ	鉄道	78

表1:モザンビークにおける PPP インフラ事業への投資企業

出典: Private Participation in Infrastructure Database, the World Bank

3. 水セクターPPP

1998 年、モザンビーク政府は、水セクター改革の一環として「委任管理枠組み(Quadro de Gestão Delgada: QGD, Decreto 72/98)」を承認して、現在の水公社である FIPAG (Fundo de Investimento e Património do Abastecimento de Agua)と規制機関である CRA (Conselho de Regulação de Agua)を創設した。QGD では、水インフラの投資は公社の FIPAG が実施し、水供給サービスの提供は民間企業が行い、独立した規制機関である CRA が監査する制度的枠組みを想定している。

1999 年、FIPAG は、マプト市の水供給サービスにおけるリース契約と、4 地方都市(ベイラ 市、ケリマネ市、ナンプラ市、ペンバ市)における運営契約を民間会社である Aguas de Mocambique (AdM) との間で締結した。リース契約と運営契約の契約期間は15年間であり、 フランスの SAUR、ポルトガルの Aguas de Portugal(AdP)、モザンビークの Mazi-Mozambique からなるコンソーシアムが出資していた。本件の入札評価は、技術提案書と財務提案書に基づ いており、AdM の財務提案書(水道料金)がほかの提案書よりもはるかに低く、入札評価時で はプラスに評価されたが、実施段階では料金が低すぎて採算が取れないという問題を引き起こ す結果となった。2000年の洪水被害と新規投資の実施遅延等により、2002年に SEUR は事業か ら撤退、残された AdP と契約再交渉を行い、2004 年に AdP との 10 年間の改定リース契約(料 金値上げ含む)が締結された。4地方都市における運営契約については、2004年から2007年 までの3年間の運営契約(後に2008年まで延長)が結ばれた。AdPとのリース契約期間、水供 給サービスの改善と財務的持続性が改善されるようになった。2006年時点のマプト市の漏水率 は58%であったが、AdPによるメーター制の導入と不法接続の除去、FIPAGによるインフラ投 資により 2014 年には 46%まで低下しているものの、他の都市と比較すると、さらなる改善が 必要となっている。2010年には、FIPAGが AdPの株を買収し、FIPAGが運営も行うこととなっ た。

2004 年、FIPAG は、オランダ系の Vien 社とモザンビーク南部の 4 都市(Xai Xai、Chokwe、Inhambane and Maxixe)における 3 年間の運営契約を締結し、サービス契約と研修が民間企業から供与された。さらに 2006 年には、FIPAG と Vien との間で中部の 5 都市(Chimoio、Gondola、Manica、Tete、Moatize)における運営契約が結ばれた。

現在は、FIPAG がインフラ投資と運営の両方を担っているが、当初想定されている QGD に基づいて、FIPAG がインフラ投資を担い、民間企業が運営を担う水セクターの民営化が政府内で再検討されている。 QGD の制度改革においては、世界銀行が支援していたが、現在検討されている水セクターPPP においては、国際金融公社(IFC)が支援をしている。 IFC は、水セクターPPP における 5 つの戦略的シナリオを FIPAG に提案し、その中から FIPAG が水セクターPPP 案を選択して、昨年、政府(公共事業住宅省、DNA)に PPP 案を提出しており、現在は、政府からの承認を待っている状況である。現在有力な案は、4 地域分割民営化案であり、マプト市(AdM)、南部、中部、北部に民間会社を設立して、水サービスを運営する案が検討されている。この PPP においては、一般競争入札が検討されており、RFP 案は政府内にて検討中である。IFC の提案には、水道料金制度の見直しも含まれているとのことである。

上記の水セクターPPPのほか、モザンビーク政府(DNA)は水供給を目的としたダム事業への民間投資を呼びかけている(「下水・排水セクター及び水資源開発の開発状況」を参照)。マプト回廊投資会議では、マプト市及び産業自由区への水供給を主目的とした Movene ダム事業への投資を呼び掛けていた(「マプト回廊投資会議」レポートを参照)。さらに、世銀とアフリカ開発銀行が支援するガザ州のマパイダムにおいても、PPP 方式が検討されている。ダムによる水供給に加えて、ナカラ市及びベイラ市では海水淡水化による水供給の可能性もある。

5. 日本企業の参加機会

上記の通り、現在、検討されている水セクターPPP 及びダム及び海水淡水化の水資源開発事業において、日本企業の参加の機会がある。今後予定されている一般入札に向けて、プロポーザル準備のための情報収集や関係機関への関心表明を行い、準備をすることが考えられる。

Movene ダムの事例の通り、ダム事業からの収入は水料金に依存することが多いため、民間企業が参入できる環境が整備されるかどうか、さらなる調査が必要となっている。また、ベイラ市及びナカラ市では、日本が高い技術を有する海水淡水化の可能性もあり、日本企業の参加の機会もあると考察する。

以上